

NST通信

医療法人 康仁会
西の京病院
NST委員会
第24号(平成29年12月)
発行担当：リハビリ科



摂食機能療法加算(185点/1日)



この加算は、STだけでなく多職種が患者様の摂食・嚥下機能の改善に向けて関わることによって算定できるものです。チームで患者様の栄養向上に貢献するために、今回改めて説明させていただきます。

◆算定対象（当院での主な算定対象）

内視鏡下嚥下機能検査（VE）によって他覚的に嚥下機能の低下が確認でき、医学的に摂食機能療法の有効性が期待できるもの。
つまり、VEを実施すれば、摂食機能療法加算の算定が可能になります。

◆算定基準（当院の場合）

摂食機能障害を有する患者に、個々の患者の症状に対応した診療計画書に基づき、医師又は歯科医師の指示の下に言語聴覚士、看護師、准看護師、歯科衛生士が1回につき30分以上訓練指導を行った場合。

◆算定要件

- ①摂食療法計画書の作成：嚥下評価、歯科医師のVE報告書等からSTが作成
- ②カルテ記載：療法を実施した日は病棟で毎日記載

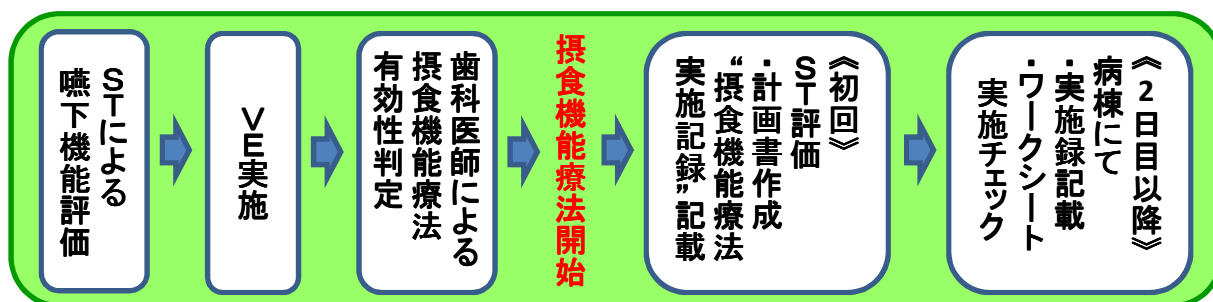
◆期間

期間：摂食機能療法算定開始日から起算して3ヶ月以内は毎日加算が可能。

◆実施する主な内容

- ①間接的嚥下訓練＝口腔ケア、口腔体操、アイスマッサージ等
- ②直接的嚥下訓練＝食事介助、摂食方法指導等
- ③環境調整＝ポジショニング、食事場所の調整等

◆算定までの流れ（各病棟にマニュアルがありますので、ご参照下さい）



NSTへのお問い合わせは栄養管理部またはリンクナースへ
(栄養管理部PHS：913・695)